総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策(法10条1項1号)

アルコール健康障害対策の推進

2. 担当部局(法10条1項第2号)

政策統括官(共生社会政策担当)付参事官

(アルコール健康障害対策担当)

3. 作成責任者

参事官 (アルコール健康障害対策担当)

坂本 大輔

4. 政策評価時期(法10条第1項第2号)

平成 29年 3月

5. 評価対象期間

平成 28 年度

6. 政策の概要

アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき策定(平成28年5月31日閣議決定)されたアルコール健康障害対策推進基本計画(以下、「基本計画」という。)に掲げられた施策の推進を図る。

7. 達成すべき目標

基本計画に掲げられた重点課題、基本的施策等の推進

8. 関連予算額・執行額の推移(単位 百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額	_	_	7	11	16
執行額	_	_	8	11	

9. 評価の観点(法第10条1項第3項)

基本計画に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果をあげているかなどの総合的な観点から評価を行う。

評価にあたっては、基本計画に掲げられた重点課題、基本的施策等の動向を確認する。

10. 政策効果の把握の手法及びその結果(法第10条1項4号)

政府の基本計画が平成 28年5月に策定(閣議決定)され、当該計画を踏まえた施策の推進に取り組む最中、急遽、当該所掌の平成 29年度からの厚生労働省への移管を検討することとなり、現在、平成 29年4月1日の移管に向けた最終調整が行われているところ。本施策については、今後、厚生労働省へ移管された後に検討・対応されることとなるが、現時点での政策評価結果については次項にて記載されている通りである。

11. 政策評価の結果(法第10条第1項第7号)

基本計画策定後、当該所掌を厚生労働省へ移管する検討・調整が進められることとなり、現在、平成29年4月1日の移管に向け最終調整中である。

2月末時点までの施策の実施状況は下記の通りであり、政策としては一定程度進展が見られた。

【施策の実施状況】

(1) 教育の振興等

アルコール健康障害の発生を防止し飲酒に伴うリスクについて教育や啓発を行うため、学校教育、家庭における啓発、及び職場教育において正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図るための教育の振興等に関する施策の推進をしている。

【施策例】

- ○児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成
- ○薬物乱用防止教育推進のための講習会の実施

○アルコール関連問題 (学生の飲酒等) の情報の収集・分析・提供等による各大学 等の取組促進

(2) 不適切な飲酒の誘引の防止

アルコール健康障害の発生を防止するため、飲酒誘引の広告・表示の見直し、未成年者への販売・提供禁止の徹底、少年補導の強化等に関する施策の推進をしている。

【施策例】

- ○酒類容器・包装、陳列場所への「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(国税 庁告示)の表示促進
- ○酒類販売管理調査の実施
- ○酒類自動販売機の撤去等の指導
- ○酒類業界の自主的な取組に対する支援(広報啓発活動)
- ○未成年者飲酒禁止法に基づく取締り

(3) 健康診断及び保健指導

アルコール健康障害を予防するため、飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の調査研究、地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進、職域における対応の促進を図るための健康診断及び保健指導に関する施策の推進をしている。

【具体例】

○生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のための健康教育・健康相談事業の推進

(4) アルコール健康障害に係る医療の充実等

アルコール依存症への適切な医療を提供するため、アルコール健康障害に係る 医療の質の向上及び医療連携の推進を図るための医療の充実に関する施策の推進 をしている。

【具体例】

- ○依存症拠点機関設置の推進
- ○依存症者に対する治療・回復プログラムの普及の促進
- ○アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究
- (5) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 アルコール依存症等が疑われる飲酒運転をした者に対する指導等、及びアルコ ール依存症等が疑われる暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等を図るた めの施策の推進をしている。

【具体例】

- ○飲酒運転違反者に対する停止処分者講習(飲酒学級)、飲酒取消講習の実施
- ○事業用自動車総合安全プラン2009の推進

(6) 相談支援等

地域によって対応・体制が異なるアルコール関連問題に対する相談支援について、適切な相談や治療、回復支援につなげるための連携体制の構築、及び相談支援を行う者の人材育成等を図るための施策の推進をしている。

【具体例】

- ○アルコール依存症の兆候や初期症状、疾病性の理解対する啓発の推進
- ○生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のための健康教育・健康相談事業の推進
- ○依存症者家族に対する認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施
- ○アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究

(7) 社会復帰の支援

アルコール依存症の当事者の就労及び復職の支援、アルコール依存症からの回復支援を図るための施策の推進をしている。

【具体例】

- ○アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究
- (8) 民間団体の活動に対する支援

アルコール依存症の当事者の回復において、重要な役割を果たす自助グループ等民間団体の活動等に対する支援を図るための施策の推進をしている。

【具体例】

○依存症回復施設職員研修等

今後、新年度より厚生労働省へ所掌が移管された後、政策効果及び評価の把握、検討等が行われることとなるが、本計画策定後、各省庁において実施する施策は次のとおりであり、引き続き政府としてもアルコール健康障害対策を推進していく。

【基本計画における政策目標・目標値】

- ○重点課題
- ・飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の 発生を予防

(目標)

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底することにより、

- ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を、男性 13.0%、女性 6.4%まで減少させること
- ②未成年者の飲酒をなくすこと
- ③妊娠中の飲酒をなくすこと
- ・アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

(目標)

全ての都道府県において、

- ①地域における相談拠点
- ②アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関が、それぞれ1箇所以上定められること

○基本的施策

- I 教育の振興等
 - (1) 学校教育等の推進
 - ①小学校から高等学校における教育
 - ○学校教育において、アルコールが心身に及ぼす影響などを正しく認識させることによって、未成年の段階では飲酒をしないという判断力と態度を育てる。
 - ○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会 議等の場において、アルコールが心身に及ぼす影響等について、周知する。
 - ②大学等に対する周知
 - ○大学等の学生担当の教職員が集まる会議等の場において、飲酒に伴うリスクの 啓発やアルコールハラスメント、未成年者の飲酒防止等についての、各大学等の 取組を促すため、必要な周知を行う。
 - ③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育
 - ○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関す

- る教育などについて、各大学に周知する。
- ○その他の関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、周知する。
- ④自動車教習所における周知
 - ○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

(2) 家庭に対する啓発の推進

○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発資材を作成し、教育委員会等を通じて周知を図り、未成年の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。

(3) 職場教育の推進

- ○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。
- ○自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通 じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止 等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等 での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

(4) 広報・啓発の推進

- ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進
 - ○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を 普及し、不適切な飲酒の防止を図る。
 - ○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、分かりやすい啓発資材を作成し、周知を図る。
 - ○生活習慣病や睡眠に及ぼす飲酒の影響やその他のアルコール関連問題に関する情報をホームページ等の周知ツールを用いて、職域・地域を含む社会全体に対し周知を図る。
- ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進
 - ○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、 以下の2点に重点を置いた啓発を実施する。
 - (i) アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患であること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること
 - (ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付く ことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報
- ③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組
 - ○未成年者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と 連携し、社会全体で、飲酒が未成年者や胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい 知識の普及に取り組む。
 - ○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。

Ⅱ 不適切な飲酒の誘引の防止

(1) 広告

○酒類業界は、未成年者や妊産婦などの、飲酒すべきではない者の飲酒の誘引防止

及びアルコール依存症の当事者への配慮の観点から、不適切な飲酒を誘引することのないよう広告・宣伝に関する自主基準を改正し、テレビ広告における起用人物の年齢の引上げ及び飲酒の際の効果音・描写方法の見直しを行う。

(2)表示

○酒類業界は、未成年者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上策等について検討する。

(3) 販売

○酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を強く促す。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設 定することが望まれる。

○酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。

(4) 提供

- ○風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止 の周知を徹底する。
- ○風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。

(5) 少年補導の強化

○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。

Ⅲ 健康診断及び保健指導

- (1) アルコール健康障害に関する調査研究
 - ○飲酒がアルコール健康障害に及ぼす影響の分析研究を行う。
 - ○アルコール健康障害を予防するための早期介入の手法(危険な飲酒や有害な飲酒への有効性が国際的に示されている介入手法であるブリーフインターベンションの効果検証を含む。)について、また、保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づくブリーフインターベンションがどの程度行われているのか、調査研究を行う。
- (2) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進
 - ○「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】(平成25年4月)」においては、アルコール使用障害スクリーニングの結果、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげることが推奨されているため、その周知を図る。
 - ○アルコール依存症が疑われる者に対しては、精神保健福祉センターや保健所から適切な医療機関を紹介するほか、必要に応じて自助グループ等を紹介するなど断酒に向けた支援を行う。
 - ○地方公共団体等において、アルコール健康障害対策担当者へ、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。
- (3)職域における対応の促進
 - ○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。アルコール健康問題に関する 産業保健スタッフへの研修の充実を図る。

IV アルコール健康障害に係る医療の充実等

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

- ○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、 人材育成に努める。
- ○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療及び専門医療の 医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術の向上に取り組む。
- ○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリテーションに関わる医療従事者の人材育成を図る。
- ○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。
- ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。
- ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心と なる拠点医療機関を定める。
- (2) 医療連携の推進(内科、救急等の一般医療と専門医療の連携)
 - ○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心に、一般 医療との連携モデル創設に取り組む。
 - ○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能についての調査研究を行い、集積した知見を基に、地域において必要な専門医療機関を充実させる。
 - ○地域において、専門医療機関を中心として、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと考えられる一般医療機関やアルコール依存症の治療を実施していない精神科医療機関、民間団体等の関係機関との連携を強化する。
- V アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
 - (1) 飲酒運転をした者に対する指導等
 - ○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。
 - 飲酒運転をした者の家族については、その求めに応じ同様の取組を推進する。
 - ○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けにいくきっかけとなるよう更なる取組を行う。
 - ○飲酒運転事犯者に対しては、刑務所や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を推進する。
 - ○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。
 - ○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。
 - ○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。
 - (2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等
 - ○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者又はその家族を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

- ○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱 (平成 24 年 8 月 28 日閣議決定)に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。
- ○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

VI 相談支援等

- ○都道府県等において、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域の 実情に応じ、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害 を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談の拠点を明確 化し、地域で相談できる窓口についても広く周知を行う。その上で、地域における 医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報 共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体 制を構築する。
- ○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地 指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。

VII 社会復帰の支援

- (1) 就労及び復職の支援
- ○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール 依存症が回復する病気であること等を、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対 する理解を促す。
- ○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。

(2) アルコール依存症からの回復支援

○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復 支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助 グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっ ては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。

VⅢ 民間団体の活動に対する支援

- ○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必要な支援を推進する。
- ○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供していく。
- ○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回 復支援における自助グループの役割等を啓発する。
- ○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を 推進するため、民間団体との連携を進める。
- IX 人材の確保等(基本的施策1~8に掲げる項目を再掲)
- X 調査研究の推進(基本的施策1~8に掲げる項目を再掲)

- 1 2. 学識経験を有する者の知見の活用(法第10条第1項第5号)
- 13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報(法第10条第1項第6号)
- 注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律(平成13年法律第68号)をいう。 「ガイドライン」とは政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日政 策評価各府省連絡会議了承)をいう。